法人名:独立行政法人造幣局

## 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先 法人名称	名目·趣旨等	交付又は 支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費ー 口当たりの金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は 支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分
精密工学会	2015年年会費(2月から1月)	150,000	150,000 (年額)		当法人は、精密工学に関する調査研究等を行っており、貨幣製造技術等の研究開発業務において、会誌の購読、講習会への参加等を通じて得られる最新の学術、技術情報は、当該業務の遂行に必要不可欠なものであるため。	公益社団法人	国所管
日本プラント メンテナンス協会	受験料・受講料 (自主保全士)	97,200 (平成26年度第3四半期まで の 支出累計額:272,160)		12/19		公益社団法人	国所管
日本分析化学会	受講料 (第3回分析化学の基本と安全セミナー)	56,000 (平成26年度第3四半期まで の 支出累計額:174,000)		12/26		公益社団法人	国所管

<sup>※</sup> 本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく平成26年度第3四半期における会費支出の公表も兼ねる。

## 【記載要領】

<sup>(</sup>注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

<sup>(</sup>注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

<sup>(</sup>注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

<sup>※</sup>公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。